



《会計・税務の知識》試験研究費の税額控除

試験研究費の税額控除について、度重なる税制改正によって税額控除限度額となる法人税額が引き上げられるなど、制度の拡充が図られてきました。

今回はこの試験研究費の税額控除制度についてまとめました。

1. 制度の種類

試験研究費の税額控除制度は、下記の4つがあります。

- A. 試験研究費の総額に係る税額控除制度
- B. 特別試験研究費に係る税額控除制度
- C. 中小企業技術基盤強化税制
- D. 試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度

なお、中小企業者等とそれ以外の法人は適用できる制度が異なり、重複適用も次のように制限されています。通常、中心となるのは、中小企業者ではC、中小企業者以外ではAの制度ではないかと思われます。

【適用パターン】

対象法人	A	B	C	*D
中小企業者等	○	○	—	○
	—	—	○	○
中小企業者等以外	○	○	—	○

*Dは増加型と高水準型があり、いずれかしか適用できません。

2. 各制度の控除限度額

各制度も試験研究費の支出基準と、法人税額の税額基準があり、いずれか少ない金額が控除限度額になります。下表をご参考ください。

【各制度の控除限度額】

各制度	支出額基準	税額基準(※5)
A	試験研究費の額×10% (又は8%+試験研究費割合(※1)×0.2)	30%
B	特別試験研究費の額(※2)×(12%-Aの税額控除割合)	30%-Aの税額控除額
C	試験研究費の額×12%	30%
D:増加型	(試験研究費の額-比較試験研究費の額(※3))×5%	10%
D:高水準型	(試験研究費の額-平均売上金額(※4)×10%)×{(試験研究費割合-10%)×0.2}	10%

※1 試験研究費割合・試験研究費の額÷当期及び過去3年の平均売上金額

※2 特別試験研究費の額・試験研究費の額のうち、国の試験研究機関や大学と共同あるいは委託して行う試験研究などに係る試験研究費の額

※3 比較試験研究費の額・過去3年の試験研究費の平均額

※4 平均売上金額・当期及び過去3年の平均売上金額

※5 平成21年4月1日から平成23年3月31日までに終了する各事業年度において、20%から30%に引き上げられています。

3. 繰越税額控除

各制度では法人税額による控除限度額が定められているため、試験研究費発生年度において控除しきれないことがあります。しかし、そのような場合でも、Dを除き、税額控除限度超過額を翌年に繰越すことができます。

さらに、平成23年度及び平成24年度については、特例として、平成21年度及び平成22年度に生じた税額控除限度額についても控除することができます。(実質的に最長3年間の繰越となります。)

4. 試験研究費の意義

試験研究費とは、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用をいいます。

さらにいえば、その試験研究を行うために要する原材料費、人件費(専門的知識をもつて当該試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る。)及び経費をいい、他の者に対する委託研究費を含み、試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける受託研究費を除いた金額ということになります。

5. 終わりに

これまでは限度超過額の繰越は1年のみでしたが、条件付きではありますが3年まで可能とされたことにより、利便性は格段に高くなったものと思われます。これを機に検討してみたいかがでしょうか。

(担当:小松)